

イーディーエル株式会社 サービス基本約款

第1章 総則

第1条（定義）

1. 当社とは、イーディーエル株式会社をいいます。
2. スマートワーカーとは、当社が育成し、指導・監督する在宅ワーカーをいいます。
3. 本サービスとは、主に、スマートワーカーが当社の指導・監督の下、ITを活用して在宅で作業を行うことにより、お客様から委託を受けた業務を遂行するアウトソーシングサービス「スマートワークビズ」をいいます。
4. サービス利用契約とは、お客様が当社に本サービスを委託し、当社がこれを受託する契約をいいます。
5. 委託業務とは、本サービスのうち、サービス利用契約において委託された業務をいいます。
6. 単発の作業委託とは、サービス利用契約のうち、NetCommonsを利用したホームページや会員サイトの構築・制作や大量データ入力作業等、一定の期限までに成果物を納品する態様のサービス利用契約をいいます。
7. 継続の作業委託とは、サービス利用契約のうち、NetCommonsを利用して構築された会員サイトの運営代行、団体事務局の運営等、合意した特定の業務を一定期間継続して受託する態様のサービス利用契約をいいます。

第2条（約款の構成及び適用）

1. 本約款は、サービス利用契約に共通に適用されるものとします。
2. 本約款とサービス利用契約に矛盾又は抵触する規定がある場合、サービス利用契約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 本約款において定義された用語は、特に規定しない限り、サービス利用契約においても同一の意義を有するものとします。

第3条（サービス利用契約）

1. お客様と当社とのサービス利用契約において、以下の事項等の個別の契約内容を定めるものとします。
 - サービスの種類
 - 委託業務の内容
 - 利用料金及び支払方法
 - 納期又は契約期間
 - ご担当者（E-mailアドレスを含む）
2. お客様がサービス利用契約を締結する場合、原則として、前項の内容を含む当社所定の事項を記載しているか、又はこれを記載した見積書を引用したサービス申込書を当社宛に郵送またはE-mail等の方法により提出していただきます。
3. お客様と当社との間のサービス利用契約は、次の場合に成立するものとします。
 - （1）お客様が前項のサービス申込書を当社に送付し、当社がこれに対し確認書を提出した時
 - （2）第1項の契約内容を記載した契約書等の合意書面にお客様と当社が調印した時

第4条（見積書作成）

1. 当社は、サービス利用契約締結に先立ち、原則として、お客様からのヒアリングに基づき、要件定義及び作業項目、作業量、難易度、工数、納期等の割り出しを行い、見積書を作成します。
2. ヒアリングについては、1時間以上の時間を要した場合、当社所定の費用を請求することがあります。

第5条（サービス利用契約の締結を拒絶する場合）

1. 次の各号に該当する場合には、当社は、第3条の利用申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は、利用申込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。
 - （1）当社が、申込みにかかる本サービスの提供又は本サービスにかかわる装置の手配・保守が困難と判断した場合
 - （2）以前に当社との間での契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
 - （3）サービス申込書の内容に虚偽記載があった場合
 - （4）申込者が日本国内に在住していない場合
 - （5）申込者につき第20条第1項各号に掲げる事由が存在する場合
 - （6）本サービスの利用料金の決済に用いるとして申込者が指定する預金口座が決済に適切に用いることのできるものではない場合
 - （7）お客様、その役員又はお客様の経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人ないしこれに準ずる者（反社会的勢力）である場合
 - （8）その他、当社が申込みを承諾することが不相当であると認める場合

2. サービス利用契約成立後に前項第2号乃至第8号に該当することが判明した場合、当社はサービス利用契約を解除できるものとします。

第6条（本サービスの実施方法）

1. 当社は、委託業務の全部又は一部をスマートワーカーに再委託して実施することができます。
2. 前項のほか、当社は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託して実施することができます。
3. 前2項の再委託により委託業務を実施する場合、当社は再委託先による委託業務の実施について責任を負います。

第7条（本サービス提供の方法）

1. 本サービスは、原則として日本国内からの日本語による依頼に対し、日本語によってのみ提供されます。
2. 本サービスは、NetCommonsのシステム、電話・FAX・電子メール・指定ウェブサイト等、各委託業務の内容に対応した方法により提供されるものとし、原則としてお客様の事務所等外部での作業を予定していません。
3. お客様から委託業務を担当するスマートワーカーへの問合せ、確認、指示等（以下「指示等」といいます。）の直接の連絡が必要な場合、当社所定の方法により行うものとし、当社及びスマートワーカーは、当社所定の方法によらない指示等に応じる義務は負わないものとします。ただし、当社への連絡は、電話等適宜の手段によることができます。
4. お客様は、自らの責任と費用において端末機器等のハードウェア、インターネット接続回線等の設備の確保等、本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

第8条（支払）

1. お客様は、サービス利用契約に定める支払期限（定めがない場合又は当社が発行する請求書に記載された支払期限が定められた支払期限より後の場合は、当該請求書に記載された支払期限）までに、次項に定める支払方法のうちお客様が申込み時に選択した方法により、当社に対し利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金の支払方法は、次のいずれかのうち、お客様がサービス利用契約締結時に指定した方法とします。
 - (1) 現金振込み（当社指定銀行口座への振込み（振込手数料はお客様の負担とします））
 - (2) 自動引落し（銀行等の預貯金口座からの自動引落し）
3. お客様は、利用料金の支払に際し、消費税及び地方消費税相当額を付加して支払うものとします。
4. 第2項第2号の自動引落しの場合には、料金算定基準日の属する月の前月27日（金融機関等が休業日の場合は、その翌営業日）に引落し処理を行い、その際に引落し処理が実施されなかった場合は、お客様は、当社が別途定める支払期限までに、前項第1号に定める現金振込みによって支払うものとします。
5. お客様は、利用料金等の支払を遅延した場合、年率14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
6. 本条の規定は、タスクの購入代金を支払う場合に準用します。

第9条（お客様の協力）

1. 当社またはスマートワーカーが、お客様に方針決定、資料・データ等の提供、確認等、委託業務の遂行に必要な対応を求めた場合、お客様には合理的期間内に必要なご対応をいただくものとします。
2. 前項のお客様のご対応が遅れたことにより委託業務の遂行・納期遅れ等の損害がお客様に生じた場合、お客様が責任を負うものとします。
3. 前項の場合において、その遅れが委託業務の期限・納期から1か月以上となる場合、委託業務の完了・納品を待たずして当社はサービス利用契約に定める利用料金を請求できるものとします。また、それ以降の委託業務の遂行については、あらためて利用料金を見積もり、再合意の上遂行するものとします。

第10条（ID等の管理）

1. サイト運営等に関しお客様が発行されたID・パスワード又はお客様が発行するID・パスワードの管理はお客様の責任で行うものとします。
2. 前項のID・パスワードを利用して行われたコンテンツ追加、編集その他の行為については、第三者が行った場合でも、お客様が行ったものとみなすものとします。

第11条（サービス内容等の変更）

1. お客様と当社が合意した場合、サービス内容等についてサービス利用契約を変更できるものとします。
2. 前項の合意は、第3条に定めるサービス利用契約の成立と同様の手続きにより成立するものとします。口頭の合意又はスマートワーカーとの合意では、サービス内容等の変更はできません。

第12条（本サービスの種類ごとの適用）

1. 単発の作業委託には第2章を、継続の作業委託には第3章を適用します。
2. 一つのサービス利用契約の中に単発の作業委託の部分と継続の作業委託の部分がある場合、それぞれの部分に該当する章を適用します。

第2章 単発の作業委託

第13条（納品・検収）

1. 単発の作業委託の場合、当社は、サービス利用契約に定めに従い成果物を納品します。なお、お客様の指定したサーバーにサイトを構築する業務の場合等、納品に引渡しが必要ない場合、お客様への完成の連絡をもって納品とします。
2. お客様は、納品後遅滞なく、成果物の検査を行うものとし、その結果を当社に通知するものとし、
3. 成果物中の表現に関するお客様からの手直し要請は、2回以内に限るものとし、
4. 納品（補修・手直しを行った場合には、それを行った後の再納品）から14日以内に前項の通知がない場合、検査には合格したものとみなします。
5. 不可抗力その他やむを得ない事由により納期に遅れる場合、当社は納期に遅れることが判明した時点で速やかにお客様にその旨を連絡するものとし、お客様はその延期を認めるものとし、

第14条（瑕疵担保責任）

1. 当社は、納品した成果物について隠れた瑕疵があった場合において、納品した日から6カ月以内に請求があったときは、成果物の補修を実施するものとし、
2. 当該補修の費用については当社が負担するものとし、
3. 瑕疵にかかる当社の責任は、前2項に限られるものとし、

第3章 継続の作業委託

第15条（継続の作業委託）

1. 継続の作業委託において受託する業務は、原則、当社が受託できる業務としてあらかじめ定型化・類型化した業務の中から協議の上選択するものとし、これらの業務に含まれない場合、当社は受託をお断りすることがあります。
2. お客様には当社所定のシステム環境を準備していただくものとし、同システム環境を当社が提供する場合、その利用料として、別途所定の金額をお支払いいただくものとし、
3. 継続の作業委託のサービス受付・提供時間は、原則として以下の時間帯となります。
平日の月～金（祝日及び当社の休業日を除く）9：00～12：00及び13：00～17：00
4. 当社及びスマートワーカーは、前項のサービス受付・提供時間外に受けた指示等や当該時間外における対応を要求する指示等に対応する義務を負わないものとし、

第16条（タスク）

1. 継続の作業委託の遂行に際しては、当社所定の「タスク」という単位によって、遂行した委託業務の量を算定し、また、お客様が支払った利用料金に応じ委託できる委託業務の量を決定するものとし、
2. タスクは、一定の作業の完了という成果を基準に設定されるものであり、具体的な業務ごとに当社がタスク数を設定するものとし、
3. お客様は、受託業務の遂行に先立ち、タスクを購入するという形式で、利用料金を支払うものとし、当社はお客様が購入したタスク数の範囲内で、継続の作業委託で定めた業務を遂行するものとし、ただし、お客様が必要なタスクを購入していない場合において、お客様から委託業務中断の指示がなく、当社が委託業務を遂行したときは、当社は遂行した委託業務に対応する利用料金を請求できるものとし、

第17条（タスクの購入方法）

1. お客様は、タスクを単位として算定される毎月の委託業務の量の見込みに応じ、当社との合意により定める数のタスク（当社所定のコースから選択するものとし、）を、委託業務を遂行する各月の前月末までに購入いただくものとし、
2. 追加でのタスク購入については、10タスクごとに購入するものとし、追加タスクの購入代金はお客様が選択されたコースごとに設定するものとし、
3. 購入したタスクは、購入月含めて6ヶ月間有効とし、お客様がタスクを消費する場合には有効期間の短いタスクから順次消費するものとし、なお、継続の作業委託の終了時点において未使用のタスクが存在する場合、本契約の終了をもって未使用タスクは全て失効するものとし、
4. 当社は、お客様が購入されたタスクの払戻しについては一切応じないものとし、ただし、当社の責に帰すべき事由により契約期間の途中でサービス利用契約が終了した場合は、この限りではありません。

第18条（タスクの管理）

1. 当社は、毎月末日締め翌月末日限り、当社が遂行した委託業務の内容及びお客様が消費したタスク数に

ついて報告するものとします。

2. 当社は、お客様の保有タスクが当社所定の数量を下回り、委託業務の遂行に際してタスクが不足することが予想された場合、当社所定の方法により残タスク数を連絡するものとします。

第19条（継続の作業委託の中断）

1. 当社は、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、継続の作業委託にかかるサービスの提供を当該事由がなくなるまでの間中断することができるものとします。
 - (1) お客様が保有するタスクが不足している場合
 - (2) お客様が利用料金の支払を遅滞した場合その他お客様に債務不履行があり、又は当社がサービス利用契約を解除できる事由がある場合。
 - (3) 当社契約設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (4) 当社契約設備、体制にやむを得ない障害、事情が発生した場合
 - (5) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
 - (6) その他前各号に準ずるやむを得ない事由により本サービスの提供を行うことができない場合
2. 当社は、前項（第1号及び第2号の場合を除く）による中断の必要が生じた場合には、事前にお客様に通知するものとします。ただし緊急時ややむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中断する場合に当該中断等によりお客様が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第4章 サービス利用契約の終了

第20条（サービス利用契約の解除等）

1. 当社は、お客様が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該お客様に対し何らの通知・催告をすることなく直ちにサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 信義則又は公序良俗に反する行為をした場合
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、又は清算に入った場合
 - (3) 手形、小切手が不渡りとなった等、支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - (4) その他本約款又はサービス利用契約に違反した場合
2. 前項の場合、当社は、単発の作業委託については、サービス利用契約で定めた利用料金のうち実施した作業の割合に対応する分の1.2倍を、請求できるものとします。なお、継続の作業委託についてさらに未使用のタスクがあっても失効するものとし、当社はその払い戻しには応じないものとします。

第21条（契約期間及び自動更新）

1. 継続の作業委託の契約期間は、サービス利用契約に定めた利用開始日から利用終了月の末日までとします。
2. お客様又は当社のいずれもが、契約終了月の前月15日までに書面（届け出られたE-mailアドレスへの電子メールを含む）により契約終了の意思表示を行わない限り、サービス利用契約は更に従前の契約と同期間、自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第22条（お客様の単発の作業委託の中途解約）

1. お客様は、当社に対し通知することにより、その日をもって単発の作業委託を解約することができます。
2. 前項の場合（当社の責に帰すべき事由による場合を除きます）、サービス利用契約の解約時期にかかわらず、当社は、サービス利用契約で定めた利用料金のうち実施した作業の割合に対応する分の1.2倍を請求できるものとします。
3. 前項にかかわらず、サイト構築の業務の場合には、当社が請求できる利用料金は以下のとおりとします。
 - (1) トップページデザイン（学校パックはテンプレート）提案までに解約となった場合
サービス利用契約で定めた利用料金の40%
 - (2) トップページデザイン（学校パックはテンプレート）提案後に解約となった場合
サービス利用契約で定めた利用料金の50%
 - (3) トップページデザイン（学校パックはテンプレート）確定以降の作業の中途または完成段階で解約となった場合
サービス利用契約で定めた利用料金の50%に加え、制作開始日から解約日までの日数×1万円を加算した額

第23条（お客様の継続の作業委託の中途解約）

1. お客様は、次項に定める場合を除き、当社に対し前月15日までに通知することにより、翌月末日をもって継続の作業委託を解約することができます。
2. 前項にかかわらず、お客様は、継続の作業委託のサービス開始日から6か月を経過した日が属する月の末日までの間（以下「最低利用期間」といいます。）、継続の作業委託を継続するものとし、最低利用期間内に継続の作業委託がお客様の都合またはお客様の責に帰すべき事由による解除により終了した場合は、手数料として、サービス利用契約終了日の翌日から最低利用期間終了日までの料金相当額を、サービス利用契約終了日から10日以内に支払うものとし、ただし、サービス利用契約において定めた契約期間が6か月未満の場合は、最低利用期間は当該契約期間とします。

第24条（当社の中途解約）

継続の作業委託における受託業務の量が、契約時にお客様からのヒアリングに基づき見込まれた受託業務の量を大幅に上回った場合、当社は1か月前に予告して継続の作業委託を解約することができます。

第25条（契約終了時の措置）

1. サービス利用契約が終了した場合、当社が当該サービスに関し保有しているデータを削除しても、お客様は異議を述べないものとします。
2. 当社の管理するサーバーにお客様のサイトが構築されていた場合において、当該サーバーの利用に関する契約が終了したときには、当社が当該サイトにかかるデータを削除しても、お客様は異議を述べないものとします。
3. 前2項により当社がデータを削除したことが原因で、お客様に損害が発生した場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第5章 損害賠償等

第26条（損害賠償）

お客様又はその代理人もしくは使用人その他お客様の関係者が本約款又はサービス利用契約に違反する行為により当社に損害を与えた場合、お客様は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第27条（損害賠償の制限）

当社の責めに帰すべき事由によりお客様が損害を被った場合、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任の種類を問わず、当社は、損害発生前1か月間の利用料金に相当する額（単発の作業委託の場合は当該利用料金）を限度として、お客様に現実に発生した損害を賠償します。

第28条（免責）

1. お客様が本サービスを利用するにおいて発生した第三者（国内外を問いません）との紛争に関しては、お客様が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は責任を負いません。
2. 当社は、本サービスがお客様の特定の目的に適合すること、期待する効果、商品的価値、有用性を有すること、及び、不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも保証を行いません。
3. 当社は、前各項の他、本サービスの履行において、天災地変その他不可抗力により生じた損害、その他当社の責に帰さない事由により生じた損害については、その賠償の責を負わないものとします。

第6章 雑則

第29条（通知）

1. 当社からお客様に対する通知は、お客様の指定したご担当者の電子メールアドレスへの電子メールの送信又はお客様が当社に知らせている住所への書面の送付（FAXを含む）により行うものとします。
2. 当社がお客様に対して前項記載の方法により通知した場合、通常到達すべき時にお客様に到達したとみなすものとします。

第30条（契約事項の変更の届出）

1. お客様は、当社に届け出ている次の各号の事項に変更が生じた場合は、30日以内に、その旨を当社所定の方法にて届け出るものとします。
 - （1）氏名又は名称
 - （2）住所又は所在地
 - （3）利用料金支払方法又は当該支払に必要なその他の情報
 - （4）前各号の他、お客様が当社に届け出た事項
2. お客様である法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により新設された法人は、合併の日から14日以内に当社所定の書類を当社に届け出るものとします。

第31条（サービス利用契約上の地位等の譲渡）

お客様は、当社の事前の書面による承諾がない限り、サービス利用契約上の地位もしくは権利を第三者に譲渡し、担保として提供等し、又はサービス利用契約上の地位もしくは義務を第三者に引き受けさせることはできません。

第32条（事例紹介の承認）

1. 当社は、当社のサイト、リーフレット等において、お客様に対し本サービスを提供したという事実をお客様のお名前を表示のうえ実績として紹介することがあります。
2. 前項にかかわらず、お客様から前項の紹介を認めない旨の通知があった場合、当社は前項の紹介をしません。

第33条（著作権等）

1. サービス利用契約の成果物が著作物である場合、お客様が作成・提出した部分を除き、当該著作権は当社に帰属するものとします。
2. 前項にかかわらず、お客様はサービス利用契約の目的の範囲内で当該著作物を自由に利用（複製を含む）できるものとします。
3. 前項の場合を除き、当社の提供するサーバー、システム、ソフトウェア、画面表示等に関し、お客様が特許権、実用新案権、商標権、著作権その他の知的財産権に関する権利を取得することはありません。

第34条（個人情報等の保護）

1. 当社は、お客様から預託された個人情報（以下「個人情報」といいます。）を「個人情報保護ポリシー」に基づき適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、個人情報を「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、個人情報をスマートワーカー等の業務委託先に預託する場合があります。
4. 当社は次の各号に定める場合を除き、法令で認められた場合を除き、お客様本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
5. 当社は、サービス利用契約が終了した場合、お客様から特段の指示がある場合を除き、個人情報を消去するものとします。

第35条（秘密保持）

1. お客様及び当社は、本サービスの履行において相手方から受領した情報のうち、秘密として指定された情報、又は受領時の状況により秘密情報であるものと合理的に判断される情報（以下、「秘密情報」といいます。）をすべて秘密として厳重に保管し、かつ第三者に開示しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではありません。
 - (1) 開示の時点で既に公知であった情報。
 - (2) 開示後、受領当事者の責によらず公知となった情報。
 - (3) 受領当事者が第三者から、開示者に対する秘密保持義務に違反することなく取得した情報。
 - (4) 受領当事者が、当該情報を受領する前から了知していた情報。
 - (5) 受領当事者が、相手方から受領した情報によらず独自に開発した情報。
2. 当社からお客様に提供されるリリース前の技術・運用情報、パスワード、ならびにサービス利用契約の内容については、当社の秘密情報となります。
3. 本条に基づく秘密保持義務は、契約期間にかかわらず、当該秘密情報の受領後5年間有効に存続します。

第36条（引抜等の禁止）

1. お客様は、スマートワーカーに対し直接雇用や移籍等の働きかけをすることはできません。なお、サービス利用契約期間中またはその終了後1年以内にスマートワーカーがお客様と直接雇用契約等を締結している事実が確認された場合、そのような行為があったものとみなします。
2. お客様が前項に反した場合、当該スマートワーカーに過去1年間に支払った委託料（稼働実績が1年に満たない場合は1年分に換算した額）をもって当社が受けた損害とみなすものとします。

第37条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。当該変更が多数のお客様に対する共通の取扱いとして合理性がある場合、すでに締結されたサービス利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合は、変更する7日前までにお客様に通知します。

第38条（準拠法）

本約款、各サービス申込書内規定及びサービス利用契約は、日本の法律に従って作成又は締結されたものとし、日本の法律に従って解釈されるものとします。

第39条（紛争の解決）

1. サービス利用契約について紛争、疑義、又は取決められていない事項が発生した場合は、当社及びお客様は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. サービス利用契約に関する紛争については、水戸地方裁判所土浦支部を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

以上

（平成29年6月1日改訂）